

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和7年1月 28 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第2400104号
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第2400044号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額について、平成28年11月7日は17万8,000円、平成29年12月28日は18万1,000円、平成30年8月8日は36万8,000円に訂正することが必要である。

平成28年11月7日、平成29年12月28日及び平成30年8月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年11月7日、平成29年12月28日及び平成30年8月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年11月7日
② 平成29年12月28日
③ 平成30年4月30日
④ 平成30年8月8日

請求期間①から④までについて、私は、A事業所から賞与の支払を受けたが、標準賞与額の記録がない。貯金通帳等資料を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された賞与台帳及び平成29年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿並びに請求者から提出された貯金通帳等資料により、請求者は、同事業所から請求期間①は17万8,000円、請求期間②は18万1,000円、請求期間④は36万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1万6,182円、請求期間②は1万6,562円、請求期間④は3万3,672円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、請求者の平成 28 年 11 月 7 日、平成 29 年 12 月 28 日及び平成 30 年 8 月 8 日の賞与について厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 11 月 7 日、平成 29 年 12 月 28 日及び平成 30 年 8 月 8 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間③について、請求者は、賞与を支払われた覚えがなく、貯金通帳を確認しても請求期間③に係る入金はされていない旨陳述している上、A 事業所が提出した請求者に係る平成 27 年から令和 2 年までの賞与支給一覧表からは、請求期間③に係る賞与を支給したことは確認できない。

このほか、請求者の請求期間③における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2400079 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2400043 号

第1 結論

平成 27 年 5 月 25 日、平成 28 年 12 月 22 日及び平成 29 年 9 月 29 日について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 27 年 5 月 25 日
② 平成 28 年 12 月 22 日
③ 平成 29 年 9 月 29 日

請求期間①について、労働基準監督署の指導により、A 社から時間外手当及び休日労働の不足額を調整分として支払われたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が漏れていますので記録してほしい。

請求期間②について、A 社が年金記録の訂正請求を行ったことにより、日本年金機構において厚生年金保険の標準賞与額が記録された。

しかし、当該年金記録の訂正請求に係る訂正請求書及び委任状兼同意書に署名をしておらず、委任も同意もしていないので納得できない。改めて自分自身が年金記録の訂正請求を行うので、当該標準賞与額を取り消してほしい。

請求期間③について、A 社から賞与の不足額を解決金として支払われたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が漏れていますので記録してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された A 社の給与明細書（以下「給与明細書」という。）によると、支給項目は調整分 8 万 7,238 円、支給日は平成 27 年 5 月 25 日と記載があり、金融機関から提出された取引明細（以下「取引明細」という。）において、当該給与明細書に記載されている支給日の翌日である平成 27 年 5 月 26 日に 8 万 7,238 円が請求者の口座に入金されていることが確認できる。

しかしながら、給与明細書によると、労働基準監督署の指導により、A 社の事業主（以下「事業主」という。）が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 15

日までの期間に係る時間外・休日労働の再計算を行い、判明した不足額を請求者に対し、調整分として支払っていることが記載されており、給与明細書の内訳書によると、年月ごとの時間外・休日労働に係る不足額であることが確認できることから、請求期間①における賞与に該当しないと考えられる。

また、事業主は、調整分が賞与ではないことから、請求期間①に係る賞与支払届の提出を行っていない旨回答している上、同社の社会保険事務の責任者は、厚生年金保険料を納付していない旨陳述している。

さらに、給与明細書によると、調整分に係る厚生年金保険料の控除の記載はなく、上述のとおり、平成27年5月26日に8万7,238円の入金があることから、調整分に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された冬季賞与支給明細書及び社会保険労務士法人から提出された賃金台帳によると、標準賞与額5万円に相当する賞与(5万円)が支払われ、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4,545円)を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

また、取引明細によると、請求期間②において、冬季賞与支給明細書及び賃金台帳により確認できる差引支給額が入金されていることが確認できる。

さらに、請求者自身も、請求期間②において、冬季賞与支給明細書どおりの賞与の支払があったと陳述している。

これらのことから、請求期間②に係る標準賞与額は、賞与の支払の事実及び厚生年金保険料の控除の事実に基づいた記録であると認められるため、標準賞与額の記録を取り消すことはできない。

なお、請求者は、A社が行った年金記録の訂正請求について、訂正請求書及び委任状兼同意書に署名をしておらず、委任も同意もしていないので納得できない旨主張しているが、年金記録の訂正請求は、年金記録において事実と異なる内容が記録されている場合に記録を訂正するものであり、請求者の主張については、本訂正請求の判断に影響を与えるものではない。

- 3 請求期間③について、請求者から提出された平成29年9月26日付けの合意書(以下「合意書」という。)によると、A社が請求者に対し、平成29年9月29日限り＊円の解決金を支払うことが記載されており、取引明細において、平成29年9月27日に＊円の入金が確認できる。

しかしながら、解決金について、合意書によると、合意書締結以前にA社と請求者の間で発生した全ての債権債務を清算するためである旨記載されており、請求者が主張する賞与の不足額である旨の記載はない上、請求者は、解決金の内訳や明細を確認できる資料を所持していない旨陳述している。

また、事業主は、解決金について、内訳を確認できる資料は残っておらず、

特定の債権債務の清算ではなく、賞与の性質を有していないことから、請求期間③に係る賞与支払届の提出を行っておらず、厚生年金保険料を納付していない旨回答している。

さらに、合意書によると、解決金に係る厚生年金保険料の控除についての記載はなく、上述のとおり、平成29年9月27日に＊円の入金があることから、解決金から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2400178 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2400045 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 12 月 5 日から昭和 63 年 11 月 23 日まで
私は、知人の紹介で A 社に招へいされ、請求期間に複数の飲食店で働いていたが、厚生年金保険被保険者記録がないので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、契約期間が 1987 年（昭和 62 年）12 月 5 日から 1988 年（昭和 63 年）2 月 2 日まで、招へい会社が A 社と記載された B 資料を提出し、同社を請求対象事業所として年金記録の訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者は、請求期間に複数の飲食店でアルバイト又はパートタイマーとして働いたが、A 社については、勤務したことも給与の支払を受けたこともなく、契約を交わした覚えもなく、事業内容も知らない旨回答又は陳述しており、同社において請求者の勤務実態があったとは認められない。

また、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、商業登記簿謄本によると、A 社は、すでに解散しており、同社の元事業主は所在が不明であることから、厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、請求者は給与明細書等を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。